

環境物品等の調達の推進を図るための方針

国土交通省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、令和7年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の令和7年度における調達の目標

令和7年度における個別の特定調達物品等(環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更(令和7年1月28日閣議決定。以下「基本方針」という。))に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすものをいう。)の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙 類 (7 品目)

【情報用紙】 ・コピー用紙 ・フォーム用紙 ・インクジェットカラーフ リンター 用塗工紙 【印刷用紙】 ・塗工されていない印 刷用紙 ・塗工されている印刷 用紙 【衛生用紙】 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
--	------------------------------

2. 文具類 (85 品目)

・シャープペンシル ・シャープペンシル替 芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・印章セット ・印箱 ・公印	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
--	------------------------------

・ゴム印 ・回転ゴム印 ・定規 ・トレー ・消しゴム ・ステープラー(汎用型) ・ステープラー(汎用型以外) ・ステープラー針リムーバー ・連射式クリップ(本体) ・事務用修正具(テープ) ・事務用修正具(液状) ・クラフトテープ ・布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。) ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ ・マグネット(玉) ・マグネット(バー) ・テープカッター ・パンチ(手動) ・モルトケース(紙めくり用スポンジケース) ・紙めくりクリーム ・鉛筆削(手動) ・OAクリーナー(ウェットタイプ) ・OAクリーナー(液タイプ) ・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース ・マウスパッド ・OAフィルター(枠あり) ・丸刃式紙裁断機 ・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット ・OHPフィルム ・絵筆	
---	--

・絵の具 ・墨汁 ・のり（液状）（補充用を含む。） ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。） ・のり（固形）（補充用を含む。） ・のり（テープ） ・ファイル ・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム（台紙を含む。） ・つづりひも ・カードケース ・事務用封筒（紙製） ・窓付き封筒（紙製） ・けい紙 ・起案用紙 ・ノート ・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用レーザー ・額縁 ・テープ印字機等用カセット ・テープ印字機等用テープ ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶・ボトルつぶし機（手動） ・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型） ・鍵かけ（フックを含む。） ・チョーク ・グラウンド用白線	
--	--

・梱包用バンド	
---------	--

3. オフィス家具等（12 品目）

・いす ・机 ・棚 ・収納用什器(棚以外) ・ローパーティション ・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード ・個室ブース ・ディスプレイスタンド	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
--	-------------------------------

4. 画像機器等（10 品目）

・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタル コピー機 ・プリンタ ・プリンタ複合機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・プロジェクタ ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
---	-------------------------------

5. 電子計算機等（4 品目）

・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ ・記録用メディア	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
--	-------------------------------

6. オフィス機器等（5 品目）

・シュレッダー ・デジタル印刷機 ・掛時計 ・電子式卓上計算機 ・一次電池又は小型充電式電池	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
--	-------------------------------

7. 携帯電話等（3品目）

・携帯電話 ・PHS ・スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
---	------------------------------

8. 家電製品（6品目）

・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫 ・テレビジョン受信機 ・電気便座 ・電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
--	------------------------------

9. エアコンディショナー等（4品目）

・家庭用エアコンディショナー ・業務用エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
--	------------------------------

10. 温水器等（4品目）

・ヒートポンプ式電気給湯器 ・ガス温水機器 ・石油温水機器 ・ガス調理機器	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
---	------------------------------

11. 照明（3品目）

・LED照明器具 ・LEDを光源とした内照式表示灯 ・電球形LEDランプ	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
--	------------------------------

12. 自動車等（8品目）

・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等 ・トラクタ ・乗用車用タイヤ ・2サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
--	------------------------------

13. 消火器（1品目）

調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。

14. 制服・作業服等（4品目）

・制服 ・作業服 ・帽子 ・靴	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
--------------------------	-------------------------------

15. インテリア・寝装寝具（11品目）

・カーテン ・布製ブラインド ・金属製ブラインド ・タフテッドカーペット ・タイルカーペット ・織じゅうたん ・ニトリルパンチカーペット ・毛布 ・ふとん ・ベッドフレーム ・マットレス	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
---	-------------------------------

16. 作業手袋（1品目）

調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。

17. その他の繊維製品（7品目）

・集会用テント ・ブルーシート ・防球ネット ・旗 ・のぼり ・幕 ・モップ	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
--	-------------------------------

18. 設備（11品目）

・太陽光発電システム （公共・産業用）	10kw を調達予定。
・太陽熱利用システム （公共・産業用）	調達の予定はない。
・燃料電池	調達の予定はない。
・エネルギー管理システム	調達の予定はない。
・生ゴミ処理機	調達の予定はない。
・節水機器	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。

・給水栓	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
・日射調整フィルム	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
・低放射フィルム	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
・テレワーク用ライセンス	806 件を調達予定。
・Web 会議システム	46 件を調達予定。

19. 災害備蓄用品（11 品目）

・災害備蓄用飲料水 ・アルファ化米 ・保存パン ・乾パン ・レトルト食品等 ・栄養調整食品 ・フリーズドライ食品 ・備蓄用作業服 ・非常用携帯燃料 ・携帯発電機 ・非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
---	-------------------------------

20. 公共工事

公共工事については、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、令和 7 年度は、以下の資材、建設機械若しくは工法を使用し、又は目的物を構築する公共工事の調達を積極的に推進する。

- ・**建設汚泥から再生した処理土**については、「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日)及び「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国官技第 46 号、国官総第 128 号、国営計第 36 号、国総事第 19 号、平成 18 年 6 月 12 日)に基づき、再資源化施設への距離、建設発生土の工事間利用、再生材の発生状況などを留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材等において、その使用を推進する。
- ・**土工用水砕スラグ**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏埋め材、埋立材、覆土材等において、その使用を推進する。また、使用する高炉水砕スラグは、JIS A5011-1（コンクリート用スラグ骨材第 1 部：高炉スラグ骨材）において環境安全品質基準として定めた項目が、環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づく土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）に基づく土壌含有量基準を満たすものとするが、土壌の汚染に係る環境基準の適用を受けない場所に使用する場合は、この限りではない。なお、使用する鉄鋼スラグは製造元及び販売元を把握できるものとする。
- ・**銅スラグを用いたケーソン中詰め材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事におけるケーソンの中詰め材において、その使用を推進する。
- ・**フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事におけるケーソンの中詰め材において、そ

の使用を推進する。

- ・ **地盤改良用製鋼スラグ**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事におけるサンドコンパクションパイルの地盤改良材において、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
- ・ **高炉スラグ骨材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、沿岸部におけるコンクリート構造物及び消波ブロック等のコンクリート製品において、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
- ・ **フェロニッケルスラグ骨材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
- ・ **銅スラグ骨材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
- ・ **電気炉酸化スラグ骨材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物でその使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
- ・ **再生加熱アスファルト混合物**については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、重交通ではない道路や空港におけるアスファルト舗装の基層表層材料として、その使用を推進する。
- ・ **鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
- ・ **中温化アスファルト混合物**については、再生骨材を使用できない場合において、アスファルト舗装の表層・基層及び加熱アスファルト安定処理路盤材料として、その使用を推進する。また、ポーラスアスファルトには使用しない。
- ・ **鉄鋼スラグ混入路盤材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグ混入路盤材に使用する鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであって、JIS A5015（道路用鉄鋼スラグ）の環境安全品質基準値を満たすものを調達する。
- ・ **再生骨材等**については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、構造物の基礎砕石などの高強度を必要としない部位や路盤などにおいて、積極的にその使用を推進する。
- ・ **間伐材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における木材を使用する多自然型護岸工、砂防工事における山腹工、公園工事・港湾植栽工事・道路植栽工事における植栽支柱などで、高強度を必要としない場合などに、その使用を推進する。
- ・ **高炉セメント**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における護岸基礎、道路工事における橋梁下部工、港湾工事や海岸工事における消波ブロック、空港工事における舗装など、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
- ・ **フライアッシュセメント**については、供給状況に地域格差があることに留意しつ

つ、ダム本体工などのマスコンクリートで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。

- ・ **エコセメント**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、側溝などの高強度を必要としないコンクリート構造物及びコンクリート製品において、その使用を推進する。
- ・ **透水性コンクリート**については、公園工事における園内舗装等で高強度を必要としない部位において、また、側溝、集水桝等の水路に使用するコンクリート製品において、その使用を推進する。
- ・ **鉄鋼スラグブロック**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事において、重量が 25 t 以下の消波ブロック、被覆ブロック及び根固めブロック等のコンクリートブロック（無筋）並びに人工石材、ボックスカルバート及び排水溝等のコンクリート製品（無筋）で、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
- ・ **フライアッシュを用いた吹付けコンクリート**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、道路トンネル工事及び道路や河川などの法面保護工における吹付けコンクリートにおいて、その使用を推進する。
- ・ **下塗用塗料（重防食）**については、河川・ダム・港湾工事における機械設備、鋼管・鋼矢板等の鋼材、道路工事等における鋼構造物等などに重防食下塗用塗料として、その使用を推進する。
- ・ **低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料**については、車道中央線等の区画線において、その使用を推進する。
- ・ **高日射反射率塗料**については、人工の地表面の割合の大きい都市化の進んだ地域において、その使用を推進する。
- ・ **高日射反射率防水**については、人工の地表面の割合の大きい都市化の進んだ地域において、その使用を推進する。
- ・ **再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）**については、道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選定にあたっては、「土壤の汚染に係る環境基準」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）等に基づき、有害物質の含有及び溶出に問題がないものとする。
- ・ **再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）**については、道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選定にあたっては、「土壤の汚染に係る環境基準」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）等に基づき、有害物質の含有及び溶出に問題がないものとする。
- ・ **バークたい肥**については、施工箇所の土壤及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。
- ・ **下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）**については、施工箇所の土壤及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。
- ・ **LED 道路照明**については、適用道路条件等に留意しつつ、その使用を推進する。
- ・ **再生プラスチック製中央分離帯ブロック**については、撤去後に回収して再生利用するシステムが構築されていること及び製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う上で支障を来さないものであることを確認した上で、高速道路等の路面にボルト付けするプラスチック製中央分離帯ブロックに

において、その使用を推進する。

- ・ **セラミックタイル**については、建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。
- ・ **断熱サッシ・ドア**については、気温条件等が厳しい場所に建設される庁舎の建築工事で、高い断熱性能が要求される開口部などで、その使用を推進する。
- ・ **製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成板**については、使用部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ、建築工事においてその使用を推進する。
- ・ **フローリング**については、建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。
- ・ **パーティクルボード**については、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
- ・ **繊維板**については、建築工事における内外装材などで、その使用を推進する。
- ・ **木質系セメント板**については、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
- ・ **木材・プラスチック再生複合材製品**については、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において、木材・プラスチック複合材製品を採用する場合に、その使用を推進する。
- ・ **ビニル系床材**については、建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。
- ・ **断熱材**については、材料の特性に配慮しつつ、建築工事における内外装材などで、その使用を推進する。
- ・ **照明制御システム**については、建築設備工事における事務室の照明など常時使用される室等で、その使用を推進する。
- ・ **変圧器**については、運用時の負荷率の実態に留意しつつ、建築設備工事において、その使用を推進する。
- ・ **吸収冷温水機**については、建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
- ・ **氷蓄熱式空調機器**については、建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
- ・ **ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機**については、建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
- ・ **送風機**については、建築設備工事において、適用範囲に留意しつつその使用を推進する。
- ・ **ポンプ**については、建築設備工事において、適用範囲に留意しつつその使用を推進する。
- ・ **排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管**については、建築工事及び建築設備工事において、建物の屋内排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質ポリ塩化ビニル管を用いる場合は、供給状況に地域格差があること、管の使用用途及び機能的特性に留意しつつ、その使用を推進する。
- ・ **自動水栓**については、建築設備工事における不特定多数の使用する洗面など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
- ・ **自動洗浄装置及びその組み込み小便器**については、建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。

- ・ **大便器**については、建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
- ・ **再生材料を使用した型枠**については、供給状況に地域格差があること及び製品に使用されるプラスチックは使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであることに留意しつつ、合板型枠又は鋼製型枠以外を用いる場合で、側溝、重力式擁壁、排水ます等の小構造物において、その使用を推進する。
- ・ **合板型枠**については、コンクリート型枠のせき板として合板を使用する場合に、その使用を推進する。
- ・ **排出ガス対策型建設機械**については、「建設機械に関する技術指針」（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 247 号）に従い、その使用を推進する。
- ・ **低騒音型建設機械**については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 51 年 3 月 2 日付建設省経機発 54 号）に従い、騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域において、その使用を推進する。
- ・ **低品質土有効利用工法**については、粘性土等の低品質土が発生する現場において、現場内で土質改良や施工上の工夫を行うことにより、再利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、土質改良等については、「発生土利用基準について」（国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号、平成 18 年 8 月 10 日）に基づき、品質の確保に留意する。
- ・ **建設汚泥再生処理工法**については、建設汚泥が発生する現場または他の現場において、建設汚泥を再生した処理土が利用できる工種がある場合に再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、その使用を推進する。なお、再生処理土については、「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日）及び「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（国官技第 46 号、国官総第 128 号、国営計第 36 号、国総事第 19 号、平成 18 年 6 月 12 日）、流動化処理土については「流動化処理土利用技術マニュアル」（建設省土木研究所編、平成 9 年 12 月）に基づき、品質の確保に留意する。
- ・ **コンクリート塊再生処理工法**については、コンクリート塊の発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、コンクリート用再生骨材、路盤材及び埋め戻し材・裏込め材として現場内利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、コンクリート用再生骨材として使用する場合は、JIS A 5021（コンクリート用再生骨材 H、平成 23 年 3 月 20 日）、JIS A 5023（再生骨材 L を用いたコンクリート、平成 25 年 1 月 20 日）、JIS A 5022（再生骨材 M を用いたコンクリート、平成 25 年 1 月 20 日）に基づき、品質の確保に留意する。
- ・ **路上表層再生工法**については、道路の表層を補修する場合に、その使用を推進する。
- ・ **路上再生路盤工法**については、アスファルト混合物の層の厚さが 10cm 以下の道路の路盤を補修する場合に、その使用を推進する。
- ・ **伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法**については、道路等の切土法面や盛土法面において、その使用を推進する。
- ・ **泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法**については、建築工事の仮設工事の山留工事としてソイルセメント柱列壁工法を採用する場合に、その使用を推進する。
- ・ **排水性舗装**については、道路交通騒音を減少させる必要がある道路において、その使用を推進する。

- ・透水性舗装については、雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路において、その使用を推進する。
- ・屋上緑化については、荷重の増大による構造体への影響に留意しつつ、建物の屋上などでの整備を推進する。

[調達の目標]

資材	盛土材等	・建設汚泥から発生した処理土	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
		・土工用水砕スラグ	
		・銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
		・フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
	地盤改良材	・地盤改良用製鋼スラグ	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
	コンクリート用スラグ骨材	・高炉スラグ骨材	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
		・フェロニッケルスラグ骨材	
		・銅スラグ骨材	
		・電気炉酸化スラグ骨材	
	アスファルト混合物	・再生加熱アスファルト混合物	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
		・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		・中温化アスファルト混合物	
	路盤材	・鉄鋼スラグ混入路盤材	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
		・再生骨材等	
	混合セメント	・高炉セメント	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
		・フライアッシュセメント	
		・生コンクリート（高炉）	
		・生コンクリート（フライアッシュ）	
	鉄鋼スラグ水和固化体	・鉄鋼スラグブロック	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
	吹付けコンクリート	・フライアッシュを用いた吹き付けコンクリート	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
	塗料	・下塗用塗料（重防食）	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
		・低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
		・高日射反射率塗料	
	防水	・高日射反射率防水	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
	舗装材	・再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。
		・再生材料を用いた舗装用ブロック	

		ク類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
	園芸資材	・バークたい肥 ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
	中央分離帯ブロック	・再生プラスチック製中央分離帯ブロック	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
	タイル	・セラミックタイル	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
	フローリング	・フローリング	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
	再生木質ボード	・パーティクルボード ・繊維版 ・木質系セメント板	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
	木材・プラスチック複合材製品	・木材・プラスチック再生複合材製品	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
	ビニル系床材	・ビニル系床材	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
	照明機器	・照明制御システム	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
	変圧器	・変圧器	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
	空調用機器	・吸収冷温水機 ・氷蓄熱式空調機器 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・送風機 ・ポンプ	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
	配管材	・排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
	衛生器具	・自動水栓 ・自動洗浄装置及びその組み込み小便器 ・大便器	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
建設機械		・排出ガス対策型建設機械 ・低騒音型建設機械	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。

21. 役務（20 品目）

・省エネルギー診断	調達の予定はない。
・印刷	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。

・食堂	3 件を調達予定。
・自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
・自動車整備	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
・庁舎管理 ・植栽管理 ・加煙試験 ・清掃 ・タイルカーペット洗浄 ・機密文書処理 ・害虫防除	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
・輸配送	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
・旅客輸送（自動車）	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
・庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
・クリーニング	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
・飲料自動販売機設置	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
・引越輸送	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
・会議運営	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。
・印刷機能等提供業務	調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。

22. プラスチック製ごみ袋（1 品目）

調達を実施する品目については、調達目標を 100%とする。

II. 特定調達物品等以外の令和 7 年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標

特定調達物品以外の環境物品等を選択する場合は、エコマークやエコリーフ等を参考にし、環境負担の少ない製品の調達に努めることとする。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 省内にグリーン調達のための連絡会議を設けることとし、体制の概要は、別紙のとおりとする。
2. 本調達方針は、全ての部局、地方支分部局及び施設等機関を対象とする。
3. 調達の実績については、毎年度各品目ごとに取りまとめ、公表する。
4. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
5. 各調達機関は、調達する品目に応じて、既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
6. すべての木質及び紙（間伐材、古紙を除く。）が、原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成 18 年 2 月 18 日作成）に準拠して行うよう努める。
7. 公共工事の環境負荷低減施策省内連絡会では、法に関する事項を含め、公共工事の環境負荷低減に関する事項について検討する。また、これらの検討に際しては、学識委員会を設置し、公共工事の環境負荷低減施策の方針全般に関する

提言・助言を頂きつつ進めることとする。

8. 国土交通省は、環境貢献型の経営（グリーン経営）を促進することなどにより、国土交通行政のグリーン化を目指しているところである。
9. 地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとして認識されており、我が国においても令和2年10月に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す旨を宣言したところである。このため、地球温暖化対策の重要性に鑑み、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、環境物品等を率先して調達する。加えて、国等が率先してプラスチックの資源循環を推進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第7条第1項に規定するプラスチック使用製品設計指針（令和4年1月19日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）に適合していると認定された設計に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）については、国等の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。

国土交通省グリーン調達推進体制

官房長・総合政策局長

○ 特定調達品目の環境負荷低減省内連絡会

座長：大臣官房会計課長
(副) 総合政策局環境政策課長
大臣官房参事官（会計担当）
〃 秘書室長
総合政策局総務課長
国土政策局総務課長
不動産・建設経済局総務課長
都市局総務課長
水管理・国土保全局総務課長
道路局総務課長
住宅局総務課長
鉄道局総務課長
物流・自動車局総務課長
海事局総務課長
港湾局総務課長
航空局予算・管財室長
北海道局予算課長
海難審判所総務課長
観光庁総務課長
気象庁経理管理官
運輸安全委員会事務局総務課
会計室長
海上保安庁主計管理官

事務局

大臣官房会計課
総合政策局環境政策課

各局調達担当課長補佐等

地方支分部局等

○ 公共工事の環境負荷低減施策省内連絡会

座長：大臣官房技術調査課長
〃 公共事業調査室長
総合政策局環境政策課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
〃 〃 整備課長
〃 〃 設備・環境課長
総合政策局公共事業企画調整課長
都市局街路交通施設課長
〃 公園緑地・景観課長
水管理・国土保全局河川環境課長
〃 治水課長
〃 砂防部保全課長
〃 下水道部下水道事業課長
道路局国道・技術課長
〃 環境安全・防災課長
住宅局住宅総合整備課長
〃 住宅生産課長
港湾局技術企画課長
〃 海洋・環境課長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
北海道局参事官
海上保安庁交通部整備課長
関東地方整備局企画部長

事務局

大臣官房技術調査課
〃 公共事業調査室
総合政策局環境政策課